

令和 5 年度 税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 高等教育企画課）

項 目 名	（独）大学改革支援・学位授与機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、消費税、印紙税、登録免許税		
要 望 の 内 容	「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）、 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等に基づき、大学等の機能強化に向けた資金の交付など独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務を見直すことに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置（これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講ずる。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理	（１）政策目的 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務として、新たに大学等の機能強化に向けた資金の交付を行うことなどを位置づけることにより同機構の機能強化を図り、我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。 （２）施策の必要性 デジタル・グリーンなど我が国の成長分野をけん引する高度専門人材は不可欠であり、こうした人材を育成する大学等の機能強化が必要である。そのためには、成長分野への学部再編等を促進する必要がある、意欲ある大学等が改革に躊躇なく踏み切れるよう、再編に要する初期投資や当面の運営経費に対し、複数年度にわたる継続的・機動的な支援を行う必要がある。 このような背景から、大学等の機能強化に向けた資金の交付に関することなど、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しを行うことで機能強化を図り、円滑な業務の実施のための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		新規要望